

佐賀県幼保連携型認定こども園審議会運営規則

平成27年3月24日

令和6年8月6日 一部改正

佐賀県幼保連携型認定こども園審議会決定

(会長)

第1条 佐賀県幼保連携型認定こども園審議会(以下「審議会」という。)に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事の手続)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、会長が必要と認めるときは、Web会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用して会議に出席することができる。
- 5 Web会議システムを利用した会議への出席は、第2項及び第3項に規定する出席とみなして同項の規定を適用する。Web会議システムの利用中に映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも、同様とする。

(審議会の公開等)

第3条 審議会は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、審議会を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 審議会の会議における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 【参考条文】

- ◆就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
(平成18年法律第77号) (抜粋)

(都道府県における合議制の機関)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

- ※ 第17条第3項…幼保連携型認定こども園の設置の認可
- ※ 第21条第2項…幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設閉鎖命令
- ※ 第22条第2項…幼保連携型認定こども園の認可の取消し

- ◆佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例 (平成26年佐賀県条例第72号) (抜粋)

(佐賀県幼保連携型認定こども園審議会)

第5条 法第25条に規定する合議制の機関として設置する佐賀県幼保連携型認定こども園審議会 (以下「審議会」という。)は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、教育及び保育並びに子育て支援事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。